

NPO法人ICDS 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ICDSと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市天白区焼山一丁目704番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年に対する就労意欲の形成支援、職業能力開発指導、勤労体験機会の創出、キャリアコンサルティング等の支援事業を行い、人々の豊かな職業生活の実現と地域社会の福利厚生充実を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業
- (2) 集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業
- (3) キャリア形成を支援する事業
- (4) 青少年のキャリア発達を支援する指導者の育成事業
- (5) 各種職業体験機会提供事業
- (6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
- (7) キャリアコンサルタント養成事業
- (8) キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業
- (9) キャリアコンサルティングに係る技術向上研究事業
- (10) キャリアコンサルティングに関する講演会・セミナー・シンポジウム等の実施事業
- (11) キャリアコンサルティング提供事業
- (12) キャリアコンサルティングに関する調査研究および情報収集と情報提供事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 学校等における就職支援事業
- (2) 宿泊施設運営事業
- (3) 企業・官公庁・他NPO等の団体からの受託事業
- (4) 企業等の採用代行、研修事業
- (5) 物品等の製造・販売事業
- (6) 出版事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 特別会員

この法人の事業を賛助するために入会したICDS検定有資格者である個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会の申込があったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 20人以内

(2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委託し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(種別)

第31条 この法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 借入金に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 定例理事会は、毎年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経た上で総会において報告されなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	深谷 潤一	副理事長	佐々木 史光		
理 事	梶谷 康則	理 事	菅原 幸彦	理 事	安井 千代美
理 事	長谷川 直子	理 事	齋藤 雄	理 事	杉浦 陽之助
理 事	樋口 貴子	理 事	山本 貴代	監 事	宇野 朗宏
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正 会 員：入会金 10,000円 年会費 12,000円
 - (2) 賛助会員：入会金 1,000円 年会費 一口 6,000円 (1口以上)
- 7 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(令和 年 月 日)から施行する。。

令和7年6月 日

原本と相違ないことをここに証する。

NPO法人ICDS 理事 深谷 潤一



NPO 法人 ICDS 令和7年度 事業計画書

1 事業実施の方針

当法人は児童生徒のキャリア教育の推進、ライフキャリア形成の支援、就労に困難を抱える若者や生活困窮者のライフキャリアに係る問題の改善、解決を図り、併せて地域社会に対してキャリア形成意識の啓発に寄与することを目的に、下記の事業を計画実施する。具体的には、定款第5条(1)青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業、(2)集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業、(3)キャリア形成を支援する事業、(4)各種職業体験機会提供事業の事業、(5)有料職業紹介事業及び労働者派遣事業、(6)キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

●特定非営利活動に関する事業

(1) 青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業

- (ア) 事業内容 NEET 状態等の者への就労支援として、個別相談、ワークショップを無料で提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市、半田市
- (エ) 従事者の予定人数 職員(キャリアコンサルタント)20名(うち16名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 NEET 状態の市民と保護者 1日あたり20名(のべ4,800人)
- (カ) 収益見込み額 83,900千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 81,385千円

(2) 集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業

- (ア) 事業内容 青少年に対して集団生活、共同作業、キャリア教育の場を提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 職員46名(うち40名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 一般青少年 年間6,000名
- (カ) 収益見込み額 1,319,100千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 1,279,557千円

(3) キャリア形成を支援する事業

ウ 生活困窮者就労支援事業

- (ア) 事業内容 生活困窮状態の人に対してキャリア形成支援、就労支援を提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 職員(キャリアコンサルタント)3名(うち2名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 生活困窮状態の市民 年間2,000名
- (カ) 収益見込み額 20,400千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 19,824千円

(4) 各種職業体験機会提供事業の事業

- (ア) 事業内容 就労経験の乏しい若者に対して就労体験の支援を提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 職員(キャリアコンサルタント)2名(うち2名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 若年無業者 1か月あたり9名(のべ108人)
- (カ) 収益見込み額 15,700千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 15,303千円

(5) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業

- (ア) 事業内容 就労困難を脱した人に対して職業紹介を行う。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 2名(1名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 一般市民 のべ100人
- (カ) 収益見込み額 0円
- (キ) 費用見込み額 25千円

(6) キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業

- (ア) 事業内容 キャリアコンサルタント有資格者に対する資質向上の講座を行う。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月～令和8年3月
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市ほかオンライン(全国)22回
- (エ) 従事者の予定人数 44名
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 キャリアコンサルタント有資格者及び一般市民 1回あたり16名(のべ352人)
- (カ) 収益見込み額 4,500千円
- (キ) 費用見込み額 4,500千円

●その他の事業 本年度も実施しない。

以上

NPO 法人 ICDS 令和8年度 事業計画書

1 事業実施の方針

当法人は児童生徒のキャリア教育の推進、ライフキャリア形成の支援、就労に困難を抱える若者や生活困窮者のライフキャリアに係る問題の改善、解決を図り、併せて地域社会に対してキャリア形成意識の啓発に寄与することを目的に、下記の事業を計画実施する。具体的には、定款第5条(1)青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業、(2)集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業、(3)キャリア形成を支援する事業、(4)各種職業体験機会提供事業の事業、(5)有料職業紹介事業及び労働者派遣事業、(6)キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

●特定非営利活動に関する事業

(1) 青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業

- (ア) 事業内容 NEET 状態等の者への就労支援として、個別相談、ワークショップを無料で提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市、半田市
- (エ) 従事者の予定人数 職員(キャリアコンサルタント)20名(うち16名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 NEET 状態の市民と保護者 1日あたり20名(のべ4,800人)
- (カ) 収益見込み額 84,000千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 83,385千円

(2) 集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業

- (ア) 事業内容 青少年に対して集団生活、共同作業、キャリア教育の場を提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 職員46名(うち40名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 一般青少年 年間6,000名
- (カ) 収益見込み額 1,390,000千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 1,280,000千円

(3) キャリア形成を支援する事業

ウ 生活困窮者就労支援事業

- (ア) 事業内容 生活困窮状態の人に対してキャリア形成支援、就労支援を提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 職員(キャリアコンサルタント)3名(うち2名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 生活困窮状態の市民 年間2,000名
- (カ) 収益見込み額 20,500千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 19,800千円

(4) 各種職業体験機会提供事業の事業

- (ア) 事業内容 就労経験の乏しい若者に対して就労体験の支援を提供する。
- (イ) 実施予定日時 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 職員(キャリアコンサルタント)2名(うち2名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 若年無業者 1か月あたり9名(のべ108人)
- (カ) 収益見込み額 15,600千円(委託費)
- (キ) 費用見込み額 15,303千円

(5) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業

- (ア) 事業内容 就労困難を脱した人に対して職業紹介を行う。
- (イ) 実施予定日時 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(月間概ね20日)
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市内
- (エ) 従事者の予定人数 2名(1名は会員以外)
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 一般市民 のべ100人
- (カ) 収益見込み額 0円
- (キ) 費用見込み額 25千円

(6) キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業

- (ア) 事業内容 キャリアコンサルタント有資格者に対する資質向上の講座を行う。
- (イ) 実施予定日時 令和8年4月～令和9年3月
- (ウ) 実施予定場所 名古屋市ほかオンライン(全国)22回
- (エ) 従事者の予定人数 44名
- (オ) 受益対象者の範囲及び予定人数 キャリアコンサルタント有資格者及び一般市民 1回あたり16名(のべ352人)
- (カ) 収益見込み額 4,400千円
- (キ) 費用見込み額 4,250千円

●その他の事業 本年度も実施しない。

以上

活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	10,000	0	10,000
正会員受取会費	312,000	0	312,000
賛助会員受取入会金	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	657,000	0	657,000
3. 受取助成金等			
(1) 青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業	83,900,000	0	83,900,000
(2) 集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業	1,319,100,000	0	1,319,100,000
(3) キャリア形成を支援する事業	20,400,000	0	20,400,000
(4) 各種職業体験機会提供事業	15,700,000	0	15,700,000
4. 事業収益			
(1) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業	0	0	0
(2) キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業	4,500,000	0	4,500,000
経常収益計	1,444,579,000	0	1,444,579,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	12,000,000	0	12,000,000
給与・賞与	915,000,000	0	915,000,000
通勤費	26,090,000	0	26,090,000
雑給	2,400,000	0	2,400,000
法定福利費	137,250,000	0	137,250,000
講師・ボランティア謝金	9,550,000	0	9,550,000
講師(更新講習)	2,500,000	0	2,500,000
共済費	45,750,000	0	45,750,000
人件費計	1,150,540,000	0	1,150,540,000
(2) その他経費			
福利厚生費	1,500,000	0	1,500,000
研修費	3,680,000	0	3,680,000
外注費	11,440,000	0	11,440,000
教材仕入	9,290,000	0	9,290,000
広告宣伝費	1,500,000	0	1,500,000
交際費	150,000	0	150,000
会議費	260,000	0	260,000
旅費交通費	7,000,000	0	7,000,000
通信費	2,160,000	0	2,160,000
消耗品費	24,950,000	0	24,950,000
事務用品費	2,880,000	0	2,880,000
水道光熱費	1,600,000	0	1,600,000
新聞図書費	1,590,000	0	1,590,000
支払手数料	2,770,000	0	2,770,000
修繕費	290,000	0	290,000
リース料	11,940,000	0	11,940,000
保険料	560,000	0	560,000
地代家賃	9,500,000	0	9,500,000
賃借料	1,150,000	0	1,150,000
賃借料(更新講習)	450,000	0	450,000
租税公課	125,610,000	0	125,610,000
雑費	180,000	0	180,000
燃料代	500,000	0	500,000
合宿運営費	900,000	0	900,000
印刷製本費	1,094,000	0	1,094,000
寄付金	27,110,000	0	27,110,000
その他経費計	250,054,000	0	250,054,000
事業費計	1,400,594,000	0	1,400,594,000

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000	0	2,400,000
給与・賞与	23,550,000	0	23,550,000
法定福利費	4,110,000	0	4,110,000
人件費計	30,060,000	0	30,060,000
(2) その他経費			
福利厚生費	300,000	0	300,000
研修費	200,000	0	200,000
交際費	240,000	0	240,000
会議費	120,000	0	120,000
旅費交通費	480,000	0	480,000
通信費	600,000	0	600,000
消耗品費	230,000	0	230,000
事務用品費	160,000	0	160,000
地代家賃	3,000,000	0	3,000,000
水道光熱費	240,000	0	240,000
新聞図書費	360,000	0	360,000
諸会費	180,000	0	180,000
支払手数料	60,000	0	60,000
燃料代	360,000	0	360,000
寄付金	500,000	0	500,000
その他経費計	7,030,000	0	7,030,000
管理費計	37,090,000	0	37,090,000
経常費用計	1,437,684,000	0	1,437,684,000
当期経常増減額	6,895,000	0	6,895,000
Ⅲ 経常外収益			
雑収入	0	0	0
受取利息	160,000	0	160,000
経常外収益計	160,000	0	160,000
Ⅳ 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
固定資産除去損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	7,055,000	0	7,055,000
法人税等	50,000,000	0	50,000,000
当期正味財産増減額	-42,945,000	0	-42,945,000
前期繰越正味財産額	399,928,434	0	399,928,434
前期繰越正味財産修正額	0	0	0
次期繰越正味財産額	356,983,434	0	356,983,434

活動予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	50,000	0	50,000
正会員受取会費	384,000	0	384,000
賛助会員受取入会金	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	720,000	0	720,000
3. 受取助成金等			
(1) 青少年の未就労状況からの脱却と就労機会を提供するための事業	84,000,000	0	84,000,000
(2) 集団生活、共同作業、キャリア教育に関する事業	1,390,000,000	0	1,390,000,000
(3) キャリア形成を支援する事業	20,500,000	0	20,500,000
(4) 各種職業体験機会提供事業	15,600,000	0	15,600,000
4. 事業収益			
(1) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業	0	0	0
(2) キャリアコンサルタント有資格者の資質向上に資する事業	4,400,000	0	4,400,000
経常収益計	1,515,654,000	0	1,515,654,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	12,000,000	0	12,000,000
給与・賞与	910,047,500	0	910,047,500
通勤費	26,090,000	0	26,090,000
雑給	2,640,000	0	2,640,000
法定福利費	142,616,625	0	142,616,625
講師・ボランティア謝金	10,505,000	0	10,505,000
講師(更新講習)	2,750,000	0	2,750,000
共済費	45,502,375	0	45,502,375
人件費計	1,152,151,500	0	1,152,151,500
(2) その他経費			
福利厚生費	1,500,000	0	1,500,000
研修費	3,680,000	0	3,680,000
外注費	10,000,000	0	10,000,000
教材仕入	9,290,000	0	9,290,000
広告宣伝費	1,500,000	0	1,500,000
交際費	150,000	0	150,000
会議費	260,000	0	260,000
旅費交通費	8,750,000	0	8,750,000
通信費	2,160,000	0	2,160,000
消耗品費	24,950,000	0	24,950,000
事務用品費	2,880,000	0	2,880,000
水道光熱費	1,600,000	0	1,600,000
新聞図書費	1,590,000	0	1,590,000
支払手数料	2,770,000	0	2,770,000
修繕費	290,000	0	290,000
リース料	11,940,000	0	11,940,000
保険料	560,000	0	560,000
地代家賃	9,500,000	0	9,500,000
賃借料	1,150,000	0	1,150,000
賃借料(更新講習)	450,000	0	450,000
租税公課	126,101,500	0	126,101,500
雑費	180,000	0	180,000
燃料代	500,000	0	500,000
合宿運営費	900,000	0	900,000
印刷製本費	850,000	0	850,000
寄付金	27,110,000	0	27,110,000
その他経費計	250,611,500	0	250,611,500
事業費計	1,402,763,000	0	1,402,763,000

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000	0	2,400,000
給与・賞与	23,550,000	0	23,550,000
法定福利費	4,110,000	0	4,110,000
人件費計	30,060,000	0	30,060,000
(2) その他経費			
福利厚生費	300,000	0	300,000
研修費	200,000	0	200,000
交際費	240,000	0	240,000
会議費	120,000	0	120,000
旅費交通費	480,000	0	480,000
通信費	600,000	0	600,000
消耗品費	230,000	0	230,000
事務用品費	160,000	0	160,000
地代家賃	3,000,000	0	3,000,000
水道光熱費	240,000	0	240,000
新聞図書費	360,000	0	360,000
諸会費	180,000	0	180,000
支払手数料	60,000	0	60,000
燃料代	360,000	0	360,000
寄付金	500,000	0	500,000
その他経費計	7,030,000	0	7,030,000
管理費計	37,090,000	0	37,090,000
経常費用計	1,439,853,000	0	1,439,853,000
当期経常増減額	75,801,000	0	75,801,000
Ⅲ 経常外収益			
雑収入	0	0	0
受取利息	160,000	0	160,000
経常外収益計	160,000	0	160,000
Ⅳ 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
固定資産除去損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	75,961,000	0	75,961,000
法人税等	50,000,000	0	50,000,000
当期正味財産増減額	25,961,000	0	25,961,000
前期繰越正味財産額	356,983,434	0	356,983,434
前期繰越正味財産修正額	0	0	0
次期繰越正味財産額	382,944,434	0	382,944,434